

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の名称	奨学金償還の猶予及び免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市奨学金貸付等基金条例第13条第4項
基準規定	
審査基準	未設定理由：その事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理期間	その事例ごとに検討すべき事項若しくは考慮すべき事項が著しく多様
備考	(一般奨学金の準用) 第15条 第8条から第13条までの規定は、定住促進奨学金について準用する。この場合において、これらの規定中「奨学生」とあるのは「定住促進奨学金の貸付けを受ける奨学生」と、「一般奨学金」とあるのは「定住促進奨学金」と読み替えるものとする。

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の名称	学校施設使用許可決定
処分権者	教育委員会
根拠規定	周南市学校施設使用条例第3条
基準規定	周南市学校施設使用条例施行規則第4条
審査基準	<p>周南市学校施設使用条例施行規則第4条 (使用許可の基準)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは学校施設の使用を許可しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 営利を目的とすると認めるとき。 (3) 学校施設又は器具(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認めるとき。 (4) その他教育委員会が不適当と認めるとき。
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の名称	学校施設の使用料の還付
処分権者	教育委員会
根拠規定	周南市学校施設使用条例第5条
基準規定	周南市学校施設使用条例施行規則第6条
審査基準	<p>周南市学校施設使用条例施行規則第6条 (使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第5条ただし書きの規定により、使用料を還付する場合及び還付の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき 既納使用料の全額</p> <p>(2) 第8条第5号により、許可を取り消したとき 既納使用料の全額</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めたとき 市長が定める額</p> <p>2 前項の還付を受けようとする者は、周南市学校施設使用料還付申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その認定をうけなければならない。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の名称	学校施設の使用料の減免
処分権者	教育委員会
根拠規定	周南市学校施設使用条例第4条
基準規定	周南市学校施設使用条例施行規則第5条
審査基準	<p>周南市学校施設使用条例施行規則第5条 (使用料の減額又は免除)</p> <p>第5条 条例第4条ただし書きの規定による使用料の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第1号を除き、固定照明施設使用料は、減額又は免除しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市又は教育委員会が主催又は共催するとき。免除。 (2) 周南市学校施設のスポーツ開放に関する規則(平成15年周南市教育委員会規則第15号)の規定に基づき使用するとき。免除 (3) 教育委員会が別に定める市内の公共的団体が使用するとき。免除。 (4) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の児童、生徒により組織された団体が、教育目的で使用するとき。免除 (5) 市又は教育委員会が後援するとき。30パーセント減額 (6) 市以外の官公庁が使用するとき。50パーセント減額 <p>2 前項に規定するもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合は、使用料の減額又は免除をすることができる。</p> <p>3 第1項において、入場料その他これに類するものを徴収して使用するときは、使用の減額又は免除をしない。</p> <p>4 使用料の免除又は減額を受けようとする者は、第1項第1号及び第2号に規定する場合を除き、周南市学校施設使用許可申請書とともに、周南市学校施設使用料減免申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の名称	奨学生の決定
処分権者	市長
根拠規定	周南市奨学金貸付等基金条例第9条
基準規定	周南市奨学金貸付等基金条例第6条; 第8条; 第9条
審査基準	<p>周南市奨学金貸付等基金条例第6条、第8条、第9条 (奨学生の要件)</p> <p>第6条 奨学生は、次の各号に掲げる全ての要件を備えた者でなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者。ただし、外国人住民にあっては、別表に定める在留資格を有するものとする。</p> <p>(2) 保護者が、住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、外国人住民にあっては、別表に定める在留資格を有し、3か月以上本市に居住し、かつ、引き続き居住しているものとする。</p> <p>(3) 他の奨学金制度の貸付け（給付型の奨学金を除く。）を受けない者</p> <p>(4) 向学心があり、人物、学業ともに優秀であると認められる者</p> <p>(5) 市長が適当と認める連帯保証人2人を有する者</p> <p>(6) 経済的理由により修学が困難であるとして規則で定める基準に該当する者 (奨学金審議会の設置)</p> <p>第8条 奨学生の選考その他市長が必要と認める事項について審議するため、周南市奨学金審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (奨学生の決定)</p> <p>第9条 奨学生は、前条に規定する審議会の選考を経て、市長が決定する。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の名称	修学支援奨学生の決定
処分権者	市長
根拠規定	周南市奨学金貸付基金条例第19条
基準規定	周南市奨学金貸付基金条例第19条
審査基準	<p>周南市奨学金貸付等基金条例第19条 (修学支援奨学生の決定)</p> <p>第19条 修学支援奨学生の給付を受ける奨学生（以下「修学支援奨学生」という。）は、第8条に規定する審議会の選考を経て、市長が決定する。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	教育政策課
処分の名称	奨学金償還の猶予及び免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市奨学金貸付等基金条例第16条
基準規定	周南市奨学金貸付基金条例第16条
審査基準	<p>周南市奨学金貸付等基金条例第16条 (定住促進奨学金の償還の特例)</p> <p>第16条 市長は、定住促進奨学金の貸付けが終了した者が卒業した日の属する月の翌月までに市内に生活の本拠を有し、かつ、引き続き市内に3年以上定住する意志がある場合は、3年を限度としてその償還を猶予することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により償還を猶予された者で、市内に3年以上定住したものに対しては、貸し付けた定住促進奨学金全額の償還を免除するものとする。</p>
標準処理期間	30日
備考	